

令和元年分 (山梨県)

借家権割合

財産評価基本通達 94 (借家権の評価) の定めにより借家権の価額を評価する場合における借家権割合は、100分の30です。

なお、借家権の価額は、その権利が権利金等の名称をもって取引される慣行のない地域にあるものについては評価しません。